

○長崎県市町村職員共済組合職員健康管理規則

〔 昭和57年8月30日 〕
〔 規則第52号 〕

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、職員の元気回復を図り、健康管理の円滑な運営とその改善を図ることを目的とする。

(健康管理者の設置)

第2条 職員の保健衛生に関する事項を処理させるため健康管理者1名を置く。

2 健康管理者は、関係者を指揮し、次の業務を統括管理する。

- (1) 職員の健康管理に効果的な事業の採用又は改善
- (2) 衛生器材、保健器具、救急用具等の整備又は改善
- (3) 職員の傷病による休暇と傷病の原因及び経過の記録
- (4) 職場の環境整備と利用の工夫及び改善
- (5) その他健康増進に資する事項

(健康管理委員会の設置)

第3条 職員の健康管理に関する重要事項を調査審議し理事長に意見を具申するため健康管理委員会を設置する。

2 健康管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(課長等の責務)

第4条 課長等管理職の地位にある者は、健康管理者を補佐し、その管理に属する職員の執務環境の改善等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職場環境の維持管理等の措置)

第5条 理事長は、職員を就業させる建物等について通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康風紀及び生命の保持のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康の保持増進のための措置)

第6条 理事長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新規採用者の健康診断)

第7条 理事長は、新規に採用する職員に対し、必要検査項目を定めて医師による健康診断を行わなければならない。

(定期健康診断)

第8条 理事長は、毎年1回以上定期的に必要検査項目を定めて医師による健康診断を行わなければならない。

2 健康診断の実施時期、方法等は、その都度定める。

(受診義務)

第9条 職員は、理事長が行う健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりその健康診断を受けなかった者は、その事由終了後同一項目について医師の検査を受け、その結果を証明する書面を提出することによって代えることができる。

(診断結果の報告)

第10条 健康管理者は、健康診断終了後その結果について理事長に報告しなければならない。この場合において、心身に異常が認められる職員があるときは、意見を付して報告するものとする。

(記録)

第11条 健康管理者は、その管理に係る事項について記録簿を作成しなければならない。

(巡視)

第12条 健康管理者は、定期に又は必要に応じ事務所等の内外を巡視し健康上有害のおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第13条 すべての職員は、この規則及びこの規則に基づく命令、指示その他の措置を遵守し、積極的に自ら安全と健康保持増進に努めなければならない。

(秘密の保持)

第14条 健康管理者又は健康管理業務に関係している者は、その職務上知り得た業務上の秘密又は心身の欠陥その他個人の秘密を漏らしてはならない。また、その業務に関係しなくなった後も同様とする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の健康管理に必要な事項は、その都度理事長が健康管理者と協議して定める。

附 則

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。